**「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けた脱炭素経営の促進**

**及び支援等に関する連携協定書**

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社三十三銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、環境分野において、相互の人的・知的資源を効果的に活用し、有意義と認められる次条記載の連携事項に係る諸事業を行うことにより、地域における環境施策を効果的かつ持続的に推進し、「ゼロカーボン おおさか」（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条に定める目的（以下「本目的」という。）を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

⑴　事業者における脱炭素経営の促進及び支援に関する事項

⑵　脱炭素化に関する広報活動及び普及啓発に関する事項

⑶　その他温室効果ガス排出量の削減に資する事項であって、甲乙協議により必要と認める事項

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく連携の取組みにおいて、相手方から書面により秘密である旨を明示して開示された情報を、相手方の書面による同意を得ずに第三者に開示し、又は本目的以外で使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

⑴　相手方から開示を受けた際に既に公知となっている情報

⑵　相手方から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責によることなく公知となった情報　⑶　相手方から開示を受ける前に取得していた情報

⑷　本協定に違反することなく他の手段により取得した情報

⑸　相手方から開示を受けた情報を使用することなく取得した情報

⑹　法令等の規定により開示が義務付けられた情報

２　甲又は乙が業務を委任し、又は委託する弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家、甲又は乙の関連会社等の役職員等、法令その他の規程、委任契約、社内規則等により秘密情報の取扱いに関し本協定と同等以上の秘密保持義務を負う者は、前項の第三者には含まれないものとする。

（期間）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間協定は更新され、その後も同様とする。

（解約）

第６条　前条の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。ただし、甲又は乙は、当該解約により損害が生じたとしても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年３月２８日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　大阪市長　横山　英幸

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　四日市市西新地７番８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社三十三銀行

　　　　　取締役頭取　道廣　剛太郎